公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター表彰要綱

（目的）

第1条　この要綱は、公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の表彰について必要な事項を定め、センター事業の進展に特に功労があった者の業績を称えることにより、センター事業の一層の発展に資することを目的とする。

（表彰の種類）

第2条　表彰の種類は、次の各号に掲げた内容に該当する場合にこれを行う。

(1)　正会員10年表彰　正会員として継続して10年以上在籍し、センターの発展に貢献した者又は他の会員の模範となる就業実績があると認められる者

(2)　正会員20年表彰　正会員として継続して20年以上在籍し、センター事業の振興に寄与した者又は就業実績が特に優秀で他の会員の模範となる者

(3)　役員表彰　役員として3期以上又は6年以上在任した者若しくはその功績が特に顕著であると認められる者

(4)　一般表彰　個人又は団体で、センターの趣旨に賛同してその協力又は援助が特に顕著であると認められる者

（在籍年数等の計算）

第3条　前条第1号に規定する正会員の在籍年数は、毎年3月末日を基準日とし、入会の日を起算日として計算する。

2　前項に定めるもののほか、在籍年数及び在任期間の計算について必要な事項は理事長が別に定める。

（被表彰者の決定）

第4条　被表彰者を決定するに当っては、理事長は表彰に該当すると認められる者の表彰理由を記載した名簿を作成し、理事会の承認を経て行うものとする。

2　表彰に該当する者であっても、センターの事業の趣旨に反し、センター事業に対する信用を著しく失墜させる行為があるときは、表彰しないものとする。

（表彰の時期）

第5条　表彰は、毎年度の定時総会において行う。ただし、速やかに表彰する必要があるとき又はその他特別の理由があるときは、随時表彰を行うことができる。

（表彰の方法）

第6条　正会員表彰及び役員表彰は表彰状、一般表彰は、感謝状により理事長がこれを行う。

（委任）

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

附　則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 3 年 10 月 15 日から施行する。